

帳簿書類の記載事項等の 省略承認申請書

※整理番号	
-------	--

税務署受付印

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div> <p style="margin-top: 20px;">令和 年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">税務署長殿</p>	納 税 地	〒 電話 () -
	(フリガナ)	
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業

帳簿書類の記載事項等について、法人税法施行規則第 58 条の規定によりその一部の 省 略 ・ 変 更
をしたいので申請します。

(帳簿書類の記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする内容)

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		整 理 簿		備 考
---------	-----	--	-------	--	---------	--	-----	--	-------	--	-----

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、青色申告法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条までの規定により難いため同令第 58 条の規定によりその記載事項等の一部の省略又は変更をしたい場合に、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項等についてその記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (4) 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (5) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

- 3 各欄は、次により記載します。

- (1) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。
- (2) 「帳簿書類の記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする内容」欄には、その省略又は変更をしようとする内容を記載してください。
- (3) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。